

青森県沖日本海（南側） 協議会構成員説明会議事録

【エネ庁】

定刻になりましたので、ただいまから、「青森県沖日本海（南側）における協議会」構成員による説明会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日司会をさせていただきます、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の寺澤と申します。よろしくお願いいたします。

この説明会は、「青森県沖日本海（南側）における協議会意見とりまとめ」の内容の背景にある協議会構成員の思いを的確に把握する機会を設けるため、開催するものでございます。

流れとしては現在表示している次第のとおり、開会⇒説明事項⇒質疑応答、と進み、16時00分頃の終了を見込んでいます。

さて、開会に当たり、本日参加しております、協議会構成員の代表の方々をご紹介します。

資源エネルギー庁 風力政策室 室長 石井 でございます。

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 係長 阪本 様。

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用調査センター 課長補佐 伊藤 様。

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課 計画官 森田 様。本日はオンライン参加となります。

青森県 エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課 課長 天間 様。

青森県 県土整備部 港湾空港課 課長 常田 様。

つがる市 市長 倉光 様。

鱒ヶ沢町 町長 平田 様。

車力漁業協同組合 代表理事組合長 及び 西北水産振興会 会長 尾野 様。

鱒ヶ沢町漁業協同組合 代表理事組合長 富田 様。

日本内航海運組合総連合会 海務部課長代理 山西 様。本日はオンライン参加となります。

弘前大学地域戦略研究所 所長、また本協議会の副座長でいらっしゃる 本田 様。本日はオンライン参加となります。

弘前大学地域戦略研究所 海洋エネルギー利活用研究室 特任教授 桐原 様。本日はオンライン参加となります。

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 理事 工藤 様。本日はオンライン参加となります。

神奈川大学 海とみなと研究所 上席研究員 中原 様。本日は オンライン参加となります。

公募に向けた説明会という趣旨を踏まえ、参加者の皆様には留意点がございます。

・本説明会においては常にカメラをオフの状態としてください。

・質疑の際、ご所属や氏名が特定されるような発言はご遠慮くださるようお願いいたします。

これらのルールを守っていただけない場合、退出させていただく可能性がございますのでご注意ください。

それでは、次第の「2 説明事項」に入らせていただきます。説明事項としまして、「協議会意見とりまとめ・県知事評価の考え方について」、青森県から説明いただき、その後、協議会構成員であるつがる市、鱒ヶ沢町、車力漁業協同組合、鱒ヶ沢町漁業協同組合から、地域振興策、漁業振興策に関して、地元から期待することや、その取組例をお話しいたします。

なお、事業者の選定においては、「協議会意見とりまとめ」を踏まえて評価を行うことになること、本日、協議会構成員からお話いただく地元から期待する取組例については、例示されている事項が公募占用計画に網羅的に記載されていないからといって、ただちに失格になる等、評価区分が決定する訳ではなく、公募占用計画の提案内容の全体によって評価が行われることになります。

これは、県知事の評価においても同様にお考え下さい。

では、まずはじめに、青森県様、説明をお願いします。

【青森県】

青森県エネルギー開発振興課長の天間です。

はじめに、当海域が日本有数の優れた『風況』であると同時に、日本有数の優れた『漁場』であるということを申し上げておきます。

また、当海域は長い時間をかけて丁寧に地元の皆様と話し合い、様々な意見を反映した協議会意見とりまとめを作成したところであり、地元関係者の皆様の想いは協議会意見とりまとめの中に記載されています。

そのため、公募に参加される事業者の皆様におかれましては、協議会意見とりまとめを熟読し、そのうえで、皆様のこれまでの知見を活かした創意工夫と独自性にあふれる計画の提出をお待ちしております。

さて、本日県からは皆様に2点ご説明がございます。

1点目は、公募に係る質問でも多くの事業者様から頂いていた県知事評価基準についてです。まず、「関係行政機関の長等との調整能力」についての評価の考え方についてご説明します。

国の考え方のおり、運転段階に至っている案件の調整実績を評価するのはもちろんのこと、日本海（南側）の海域において、選定後に関係行政機関との調整を円滑に行うために有用であると認められる実績についても評価対象となり得ますので、有用であると認められる実績について根拠とともにご記載ください。

続いて、「周辺航路、漁業等との協調・共生」についてです。公募占用指針の125ページになります。トップランナーの評価の考え方に「中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する」とありますが、この部分の中長期の考え方についてお示しいたします。ここで言う「中長期」とは、協議会意見とりまとめの将来像の記載を踏まえ、向こう15年間を目途にご提案をお願いします。

最後に、「地域経済波及効果」についてです。同じく公募占用指針の125～126ページになります。この部分については、※で補足しておりますが、協議会意見とりまとめを前提に、地元港湾として青森港、津軽港の活用を通じた地域経済の活性化について評価するとしております。

「地域」については、日本海（南側）の地域が活性化することを指しております。そのうえで、港湾所在地及び全県の活性化についても評価対象とさせていただきます。

いずれにしても、当海域においては地域関係者が長い時間をかけて議論を重ね完成させた、協議会意見とりまとめが全てであると考えております。

2点目は公募占用指針内の「漁業影響調査」についてです。公募占用指針の88～93ページになります。大変申し訳ありませんが、公募占用指針登載後、誤字が判明いたしました。ご手元にご準備いただいているかと思っておりますので、そちらをご覧ください。

対照海域の「しょう」の字に間違いがありました。該当部分は、91ページの6行目、7行目、9行目、92ページの下から1行目、93ページの1行目となります。現状は「象（ぞう）」となっておりますが、正しくは「照（てらす）」となります。

お手数をおかけしますが、ご確認よろしくお願いいたします。

以上、県からの説明を終了いたします。

続きまして、青森県港湾空港課長の常田と申します。私からは公募占用計画の作成の参考としていただくため、津軽港の今後の整備内容についてご説明いたします。資料1をご覧ください。津軽港は不特定多数の利用者による一般貨物の荷役を目的として、青森県が管理している公共の港湾です。青森県沖日本海（南側）の洋上風力発電事業のO&M港として活用していただくにあたり、現在県が検討を進めている整備内容について説明します。

まず、1. 整備内容についてです。資料2の1ページ目をご覧ください。津軽港の整備イメージです。図面を見て右斜め上が北の方角です。現状を黒線で示し、検討中の整備内容を赤線で示しています。現地では、現在、浚渫土を堆積している箇所となります。資料2の2ページ目をご覧ください。先ほどの拡大図となります。県が想定している港湾整備は、赤線及び青ハッチで示している部分で、

- ・水深 4m 程度の泊地
- ・水深 4m 程度延長 90m 程度の物揚場又は岸壁
- ・面積 1 万平方メートル程度のふ頭用地
- ・護岸及び波除堤 となります。

資料1に戻っていただきまして、次に2. 整理スケジュールについてです。選定された事業者のO&Mに関する事務所・倉庫等の建設時期や発電所の運転開始の時期を考慮し、整備工程を検討することとしています。

最後に3. その他です。既存の岸壁やふ頭用地は、一般貨物の荷役に利用されていることから、O&M等による長期にわたる利用は困難であると考えています。一方、洋上風力発電所の建設や撤去時等おける一時的な利用の場合は、既存利用者との調整が整えば利用できることがあると考えています。次に泊地の維持についてです。整備後の泊地の維持浚渫については、事業者選定後に県と事業者間で協議の上、実施していただくことを考えています。次に発電事業者固有の施設の整備費についてです。O&Mに必要な事務所、倉庫、駐車場、CTV係留用栈橋、給電・給油等設備、クレーン、照明設備、フェンス等は、発電事業固有の施設と考えており、県による整備は行わないため、公募占用計画作成時は必要経費として計上してください。また、これらの施設の配置計画等の確認のため、県への同意依頼の際に配置イメージ等を示した資料の添付をお願いし

ます。最後に港湾施設の使用等についてです。岸壁、ふ頭用地等の使用等に当たっては、青森県港湾管理条例に基づき、使用料及び占用料が必要となりますので、予め確認をお願いします。

以上、津軽港の活用に関する説明を終了します。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、つがる市様、よろしくお願ひいたします。

【つがる市】

つがる市長の倉光です。昨年の10月に、この青森県沖日本海（南側）の海域が促進区域に指定され、今こうして、公募がはじまり、事業者さんへの説明会に参加させて頂いていることを非常に嬉しく思っています。

国においては、2050年にカーボンニュートラルの実現を目指す「エネルギー基本計画」が策定され、2030年のエネルギーミックスの実現では、再生可能エネルギーの割合を36%～38%まで引き上げるといった目標を掲げております。再生可能エネルギーの導入拡大は、日本の「脱炭素社会の実現」のために必要不可欠な施策であり、その中でも、洋上風力発電事業の実施は、再生可能エネルギー拡大の「切り札」に成りうるものと考えています。

本海域に関係する、つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町、いずれの市町においても、少子高齢化、人口減少、農業及び漁業の後継者問題など多くの課題を抱えております。

そのような状況の中、日本海（南側）海域で洋上風力発電事業が実施されていくことで、関係する市町の課題解決、漁業振興や地域振興に計り知れない影響を与えてくれるものであると非常に大きな期待をよせているところです。

洋上風力発電事業の実施は、地元との共存共栄をなくしては、事業成立はしないであろうと認識しております。本海域で洋上風力発電を実施するという事は、地元漁業者の生業の場所を活用して事業を行うということであり、漁業者はもちろんのこと、地域住民からも信頼される事業者でなければ事業は成功しないものと思っております。住民からの不安の声や発電事業実施に伴う影響があった場合には、地域住民に対する丁寧な説明・周知・必要な措置を講ずるよう組織・体制づくりをお願いしたいと思っております。

協議会意見取りまとめの「洋上風力発電事業を通じた当該地域の将来像」の中に、この海域、この地域で期待する振興策、漁業振興策で4項目、地域振興策として6項目を取りまとめさせて頂きましたので、基金への出捐のみならず、地域課題解決や地域特性に配慮した有効な振興策を期待していますので、是非、ご覧いただきたいと思っております。

また、本市の特有の配慮事項になりますが、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」への影響について、具体的な風車配置の検討の中でしっかりとご配慮をお願いしたいと思います。

いずれにしましても選定される事業者とともにですね、地域が一丸となって信頼関係の上に進める事業だと思っております。我々も協力出来る部分は協力していきたいと思っておりますので、参加される事業者の皆様は、「運命共同体なのだ」という強い覚悟を持って、取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、鱈ヶ沢町様、よろしくお願ひいたします。

【鱈ヶ沢町】

鱈ヶ沢町長の平田です。

それでは、発言させていただきます。

鱈ヶ沢町では、今年2月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。今後、この沖合で実施される洋上風力発電事業が、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、大きな役割を果たしていくことへの期待と意義を大いに感じております。

一方で、人口減少が続くこの地域にあっては、今後、選定される洋上風力発電事業者さんと連携して、漁業振興や地域振興に取り組むことで、持続的なまちづくりに大いに資するものと期待を寄せているところです。

さきほど、倉光市長の発言にもありましたように、協議会意見として取りまとめた「洋上風力発電事業を通じた当該地域の将来像」の中において、この地域で期待される振興策が様々挙げられていますが、私からは、特に、鱈ヶ沢町に位置する津軽港の利活用についてお話ししたいと思います。

津軽港は、本事業の促進区域内にあることから、事務所や倉庫などを備えた維持管理拠点、メンテナンス港として積極的に利活用していただきたいと思います。

加えて、津軽港周辺地域での風力関連産業の振興や企業の立地、地元企業の活用などにより、地域での雇用創出をはじめ地域経済の活性化にもつながるものと期待しています。

いずれにしましても、参加される事業者の皆様には、地元とのしっかりとした信頼関係を構築しながら、地域との共存共栄をもとに進めるべき事業として取り組んでいただくことを切にお願い申し上げたいと思います。以上です。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、車力漁業協同組合様、よろしくお願ひいたします。

【車力漁業協同組合】

ただいまご紹介にあずかりました、車力漁業協同組合長、西北水産振興会会長の尾野です。

漁業者の代表としてまず申し上げたいのは、公募にあたっては漁業との共生を大前提に参加していただきたいということです。

また、我々の生業の海を活用して実施される洋上風力事業と漁業が共存共栄するためには、事業者と信頼関係が築けるかが重要であると考えています。

そのため、公募で選定された事業者には、ぜひ我々と運命共同体という覚悟をもって、この地域の漁業振興にあたってほしいと思っております。

最後に、漁業影響調査について、事業選定後速やかに実施して頂き、建設工事中、事業開始後においても的確な漁業影響調査をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、鱒ヶ沢町漁業協同組合様、よろしくお願いいたします。

【鱒ヶ沢町漁業協同組合】

鱒ヶ沢町漁業協同組合長の富田です。

日本海（南側）の協議会意見とりまとめは、基金の部分や漁業影響調査手法の調査期間など、他海域にはない特徴的なものを多数取り上げております。また、経産省、国交省さんをはじめ、関係各位のご協力のもと、時間をかけてかなり綿密にとりまとめたものでございます。

当海域は事業者の皆様にとって風況が良く、良い海域であると思いますが、我々漁業者から見ても多種多様な魚種が豊富におり、好漁場であることから、『共存共栄』の理念のもと、まさに『運命共同体』として歩んでいければと考えております。

基本的には、協議会意見とりまとめの内容が全て、ではありますが、今回、漁業者の立場として、また、公平性、公明性の観点から、一つ具体的に申し伝えさせていただきたいと思っております。

本海域は全て、どこも漁業への影響に配慮が必要な海域ではあるが、特に資料3のグレーのエリア、「追加海域」については、気候変動等の影響か、昨年夏以降、回遊魚（主にヤリイカ、ヒラメ、タラなど）の魚道に変化があり、現在の漁の実施状況を踏まえ、昨年7月の協議会意見とりまとめに追加する形で、「より丁寧な漁業者との調整が必要な海域」として提示させていただきたいと思っております。

この海域については、魚道の変化等を踏まえた貴重な漁場の維持のため、設置する風車を出来る限り少なくするように皆様には配慮していただきたいと思っております。仮に設置する計画であった場合でも、選定後に設置位置や設置方式について、地元漁業者に丁寧に説明していただきたいと思っております。

ただ今、申し伝えた点も含めて、協議会意見とりまとめの内容を尊重し、今後30年という長い期間を、地域と共に歩んでいける、また、当海域のとりまとめに記載されているように運命共同体との覚悟を持って取り組んでいただける事業者が選定されることを期待しております。特に漁業地域としては、共存共栄、共生、また、振興策をよく理解した上で皆様には様々なご提案をいただきたいと思っております。漁業のとりまく現状は非常に厳しいものではございますけれども、皆様にはそれを踏まえ、基金の活用について独創的な提案を期待し、お願いとして挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

【エネ庁】

ありがとうございました。他に、この場でご発言、ご説明をしたいという構成員の方がいらっしゃいましたら、挙手をしてくださるようお願いいたします。

それでは、青森県天間課長、よろしくお願いいたします。

【青森県】

青森県エネルギー開発振興課長の天間です。先ほど富田組合長様からご説明がありました、資料3のより丁寧な漁業者との調整が必要な海域についてです。県といたしましても、今回の「追

加海域」は、協議会意見とりまとめ3 (3) ①の「設置に当たり（中略）操業される漁業への影響を十分に考慮し」てほしいエリアとして、漁の実態を踏まえた漁業者の想いを、具体的に提示されたものと受け止めております。

県知事の評価では、「追加海域」に洋上風力発電設備等を設置することのみをもって厳しい評価とすることはありませんが、さきほどの漁業者の思いを踏まえ、「追加海域」のエリアに風車の設置を計画する場合には、選定後に、設置位置や設置方式について関係漁業者と丁寧な協議を確実に行っていただくことを求めたいと思います。

【エネ庁】

ありがとうございました。他にご発言希望される構成員の方いらっしゃいますでしょうか。鱒ヶ沢町漁業協同組合様お願いいたします。

【鱒ヶ沢町漁業協同組合】

鱒ヶ沢町漁業協同組合の富田です。基金について皆様にお願いがございます。基金の出捐については皆様ご存知の通り、確保済み系統容量×250×30 で算定するという目安であるとすでにとりまとめの中で決定しておりますけれども、事業実施中の市況の改善等によって、発電事業の収入が将来上振れした場合には、協議会構成員との協議を前提に追加で基金への出捐することについてもよろしければご検討お願いいたしたいと思っております。

【エネ庁】

経産省から補足ですけれども、この検討につきましては、選定事業者が選定された後になります。そのため、公募段階で公募占用計画の中に記載する必要はなく、選定事業者が決まった後に事業実施中の市況の改善などによって事業収入が上振れした場合には、協議会構成員との協議を前提に追加で出捐するという事、実施段階において検討いただければという趣旨になります。以上でございます。

【エネ庁】

鱒ヶ沢町漁業協同組合様、ありがとうございました。他にご発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

青森県様と鱒ヶ沢町漁業協同組合様の説明で使用された資料につきましては、本日もしくは遅くとも明日中に、エネ庁及び国交省のホームページに掲載する予定でございます。

では、次に次第の「3 質疑応答」とさせていただきますが、はじめに、留意点についてご説明いたします。

- ・質問を希望される方は、Teams の手上げ機能により、合図をお願いします。
- ・合図をしていただいた方を、時間が許す限り順番に指名いたします。
- ・指名された方は、ミュートを解除し、ご発言ください。
- ・その際、会社名や氏名等は名乗られることのないようお願いいたします。もし名乗られた場合、その場で発言を停止させていただく可能性がございます。

・いただいた質問については極力この場で回答したいと考えますが、国や他県様との協議が必要でこの場での回答を保留させていただく質問もございます。それらの質問への回答は、本説明会の議事録もしくは公募占用指針に対する質問回答にて、後日エネ庁及び国交省のホームページに掲載します。

以上になりますが、本日は、協議会構成員による説明会であることも十分配慮の上、実りある場としたいと思います。

それでは、質問のある方は合図をお願いします。

【事業者①】

別紙 13 「関係行政機関の長等との調整能力」に関する質問です。3 点あります。

「トップランナー」及び「優れている」の評価基準となっています、国内洋上風力発電に関する実績は、関係行政機関の長との調整を担う主たる者が実績を有しているかどうかという観点で評価されると解釈してよろしいでしょうか。

2 点目です。別紙 13 を記載するにあたりまして、経産省、国土交通省、防衛省等の国の行政機関やウィンドファーム認証における認証機関、検討連携にあたる配送電業者との調整に関しては記載すべきでしょうか。国、地方行政、自治体だけでなく、認証機関や送電会社との調整も含まれるでしょうか、という質問でございます。

3 点目です。地域共生策及び漁業共生策に関する調整等は別紙 14 で記載するというので、別紙 13 では評価対象外ということで記載不要と考えてよろしいでしょうか。

3 点よろしく願いいたします。

【エネ庁】

全体として別紙 13 の関係行政機関の長等との調整能力に関する質問だったかと思っておりますが、1 問目については調整の役割を担う主たる者が SPC のコンソーシアムの構成員である必要があるかという質問でしょうか。

【事業者①】

はい。構成員の中の主たる者というのは主たる 1 社でしょうか。

【エネ庁】

主たる者というのが 1 社だけで良いのか、複数社を書いても良いのかというご質問ですね。

【事業者①】

はい。逆に 2 社書いた場合に劣っているものをピックアップされるということでしょうか。

【エネ庁】

分かりました。複数書いた場合の扱いも含めてということですね。

2 問目に関しましては、行政機関だけではなくても含まれるのかといったご主旨のご質問で

しょうか。

【事業者①】

そうです。「等」を明確にさせていただきたくて、いわゆる国もしくは地方公共団体はもちろん入るのでしょうけれども、それ以外にそれに準ずる方たち、例えば認証機関や送配電事業者等も含まれるか、という質問です。

【エネ庁】

ありがとうございます。

3 問目に関しましては、漁業者さんとの調整実績を別紙 13 ではなく別紙 14 に書いた方が良いのではないかとのご質問でしょうか。

【事業者①】

はい、別紙 14 で書くのであれば別紙 13 で書いてもそこは評価されないと捉えてよろしいでしょうか、という質問です。

【エネ庁】

ありがとうございます。

【青森県】

1 問目のご質問につきましては、後日回答させていただきたいと思います。

説明会後の後日回答

1 問目のご質問につきましては、複数企業を関係行政機関の長等との調整の役割を担う主たる者として記載することは可能ですが、最も評価の低い企業の実績を評価対象として扱います。

2 問目のご質問につきまして、行政権を行使している、一般的に行政機関と呼ばれるものに限らせていただきたいと思います。

【エネ庁】

3 問目につきましてはエネ庁から答えさせていただきます。青森県さんからお答えいただいたように、「関係行政機関の長等との調整能力」という項目では行政機関との調整能力を評価対象にいたします。従いまして、ご質問いただいた漁業者さんとの調整は別紙 14 「周辺航路漁業等との協調、共生」の項目にまとめて記載いただいてその内容を我々で評価するという考えでご認識いただければと思います。お答えになっておりますでしょうか。

【事業者①】

はい。ありがとうございました。

【事業者②】

別紙 15「地域経済への波及効果」について 2 点ご質問します。

1 点目です。青森県知事の評価の考え方も各区分には、協議会、意見取りまとめ及び青森県知事の評価基準を踏まえつつの記載がございます。青森県知事の評価基準には協議会意見取りまとめ将来像に記載した内容等を踏まえ、地元港湾として青森港・津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化についても評価と記載されております。これの意味についてご質問ですが、協議会見取りまとめの将来像に記載されております、地元港湾として青森港・津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化が特に評価の対象となり、他の将来像に記載された項目よりも優先されるという意味に捉えればよろしいでしょうか。

続いて 2 点目です。本日青森県庁の方からご説明があったかと思うのですが、公募占用指針の青森県知事評価基準の地域経済効果におけるご説明において、日本海南側の地域での経済効果を強化するというご説明があったと思います。その後、もう 1 つ青森県内全体での経済効果の評価というご説明もあったというふうに認識しております。これは日本海南側地域でも経済効果が青森県内全体のそれ以外の地域への経済効果よりも優先的に評価の対象となり得るという意味なのか、あるいは青森県内全体での経済効果については、特に地域を問わず評価します、という意味なのかということをお教えいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【青森県】

原則的なところですが、地域振興というところはまずは日本海南側のつがる市や鱒ヶ沢町、深浦町といった地域の振興は優先した上で、青森県全域への経済波及効果があればそこを評価したいと考えております。したがって、1 問目の質問につきましては、優先するものとしては、とりまとめにありますとおり、津軽港の活用があった上で、青森港の活用ということでその波及効果を期待して評価するということとなります。

2 問目の質問についても同様に、日本海南側の地域の振興があったうえでの県全体への波及効果があれば評価したいと考えております。

【事業者②】

1 問目につきまして、協議会意見とりまとめの 4 番の「洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海（南側）の将来像」の中に具体的に漁業振興策 4 項目と地域振興策 6 項目が記載されておりますが、この中で地域振興策の⑤に書いております、港の活用という部分が最も重要視される項目になるというのが、青森県知事評価基準に記載されていることという理解でよろしいのでしょうかというご質問でしたが、そちらにはご回答いただけませんでしょうか。

【青森県】

地域振興策の①から⑥の中で、⑤が一番大事なのかというご質問かと思うのですが、この①から⑥についてはどれが一番大事かという優先順位はございません。

【事業者②】

ありがとうございました。

もう一点、説明中にありました日本海南側の地域というのは、つがる市、鱒ヶ沢町の2市町で合っていますでしょうか。

【青森県】

つがる市、鱒ヶ沢町の2市町に深浦町を加えた3市町になります。

【事業者③】

2点ほどご質問がございます。

まず港についてなんですけれども、先日油川埠頭の岸壁設計成果品が8月以降の開示となるという通知が、東北地方整備局さんのホームページでされているものと理解しております。一方、公募占用指針37ページには、公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類を公募占用計画の提出時に添付することと書かれております。例えば青森港や津軽港についてそのような設計成果品等の開示が公募の応札時点までに開示がされないことが想定されるため、今回公募占用指針の提出にあたっては、構造上の利用可能性について検討した書類は求められていないと解釈して差し支えないでしょうか。

続いて2点目のご質問です。先ほど、別の方がご質問された別紙13と別紙14の書き分けについての細かいご質問でございます。本日のご説明があった通り、漁業との協調のためにさらに灰色のエリアについては選定後の調整も含めてというお話があったかと思えます。例えば、このような、風車の設置エリアに関する漁業者さんとの調整については、先ほどのご説明ですと別紙14に書くべきものというご説明の趣旨と理解したのですが、別紙13なのでしょうか、別紙14なのでしょうか。どちらをベースとして解釈すればよいか、ご指示いただければありがたいです。以上2点でございます。

【エネ庁】

まず2点目からですけれども、先ほど明確に漁業者様との調整は別紙14に記載するようにというふうにお答えしておきまして、混乱されている経緯があれば、教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【事業者③】

そこまでの背景というよりは、もともと別紙14としては主に、共生策に関する調整やご提案を記載するものだと理解していたためご質問させていただいた次第です。ただ、今ご説明いただいたとおり漁業者さんや航路等との調整も14に書くべきだというご回答だと理解いたしました。

【エネ庁】

ありがとうございます。言葉のニュアンスかとは思いますが、別紙14は「協調、共生」というふうに記載しておきまして、ここの「共生」といったところは、当然ながら、配置計画も

含めて漁業者さんと共存共栄していく取組全般が「協調、共生」の概念に含まれますので振興策とあわせて別紙 14 に記載いただければというふうに思います。

【事業者③】

ありがとうございます。

【国交省】

国土交通省港湾局でございます。1 点目のご質問につきましては後日回答させていただきたく思います。回答結果につきましては、本協議会説明会の議事録及び東北地方整備局のホームページに掲載するかたちとさせていただければと思います。

説明会後の後日回答

構造上の利用可能性について検討した書類は必要なものです。基本的には、国土交通省東北地方整備局港湾空港部のホームページに掲載されている平面図・断面図を基に構造上の利用可能性について検討を実施し、その検討に係る書類をご提出ください。

また、東北地方整備局港湾空港部ホームページにおいて公表中の、青森港に関するお問い合わせ事項 7 番における「開示が可能になる」という表現は、ホームページ等の掲載を指すものではなく、「行政文書開示請求を行うことが可能になる」との意味であることにご留意願います。

【事業者③】

承知いたしました。よろしくお願いいいたします。

【事業者④】

本日も説明のあった漁業影響調査についてご質問させていただきます。とりまとめ意見において、事業実施期間を通じて漁業影響調査を実施することとありますが、具体的には事業者選定後の地元協議会で決定されるものと認識しております。今の公募段階においては、工事前・工事中・工事後において必ずしも 30 年間同じ調査を行うということが求められているわけではなく、事業の影響を的確に把握できる調査計画を立案して提案するものと理解しております。この認識で相違ありませんでしょうか。よろしくお願いたします。

【エネ庁】

ご質問ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおり、漁業影響調査の具体的な内容や手法は選定された後に決まるものというご理解は正しいのですが、今ご質問いただいている背景としては、公募段階でこういった観点で疑問をお持ちでしょうか。

【事業者④】

資金計画の中でも事後調査というものを盛り込んでいこうと思っていまして、その時に、フルスペックの調査をずっと設定すべきなのか、タイミングに応じて私どもの方で効果的にできるということを想定したものをもとに、資金計画に入れていこうかということが気になっております。

【エネ庁】

資金収支計画の観点ですね。漁業影響調査につきましては、現在決まっているところに関しては、とりまとめにも書いてあるとおりでございますけれども、事業者選定後速やかに建設工事中および発電事業開始後も事業実施期間、最大 30 年間を通じて実施をすることといった点が決まっております。これをさらにブレイクダウンした具体的な内容は、これから選定後に協議ということでございます。ですので、例えば毎年毎年同じ調査をやっていくのか、それとも時期によっては、ハイスpekなものも実施し、それ以外はやらないまたは他のものをやるといった濃淡のつけ方もあり得ると思いますので、調査の具体的な進め方の決定は選定後ということでご認識おきください。

その上で資金収支計画の作り方という点なのですが、費用の計上の仕方として、国や県の方からこうしてくださいと定めるものはございません。先ほど申し上げたとおり、事業期間にわたって、しっかりとした漁業影響調査ができることが重要になりますので、そこにしっかりと対応できる費用の計上の仕方を、事業者さんの方で検討いただいて計上してもらえればと思います。その計上にあたっては、額もそうですし、計上の根拠も別紙3に記載いただきたいというふうに思っております。お答えとしては今のとおりでございますがいかがでしょうか。

【事業者④】

事業者側である程度想定をしてそれをご提案して提出するようにご指示をいただいたということであれば、そのように事業者として工夫をして提出したいと思っております。

【事業者⑤】

油川埠頭の条件開示時期が8月以降になることに対して、具体的な回答については後日対応ということでしたが、いつ頃になるのでしょうか。評価が必要となれば、条件提示いただいてからどうしても検討時間が必要になってきます。公募の締めきりが迫ってきている中、ギリギリになるとなかなかタイトで対応が厳しいと言う趣旨で質問させていただいております。

【国交省】

国土交通省港湾局でございます。確認期間等ございますので、正確な日数までは申し上げる事ができないのですが、可能な限り早く国交省のホームページ及び東北地方整備局のホームページで回答させていただきます。

説明会後の後日回答（再掲）

構造上の利用可能性について検討した書類は必要なものです。基本的には、国土交通省東北地方整備局港湾空港部のホームページに掲載されている平面図・断面図を基に構造上の利用可能性について検討を実施し、その検討に係る書類をご提出ください。

また、東北地方整備局港湾空港部ホームページにおいて公表中の、青森港に関するお問い合わせ事項7番における「開示が可能になる」という表現は、ホームページ等の掲載を指すものではなく、「行政文書開示請求を行うことが可能になる」との意味であることにご留意願います。

【事業者⑥】

別紙 14 の評価基準の『「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。』という記載に関し、「地域の特色を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの」実現可能性とは実際にはどのようなことが実現可能性のあるものにご判断されるのでしょうか。

- ①地域共生策に関する施策の先行実績があること。
- ②先行実績の内容について占用計画の中に記載をすることが必要かどうか。
- ③先行施策実績の有無に関わらず計画の実施が確実に遂行されていることが、地域との合意により担保されていることが必要かどうか。

【青森県】

③の地域との合意による担保については、当然公募の段階で接触というのはいけない事になりますし、地域に入っている迷惑をかけることもありますので、県としてはそういうものは必要ないと思います。その具体的実現可能性ということにつきましては、当然それぞれの事業者さんの自信がある実現可能性が高いものとして提案いただくものと考えておりますので、実際にすでに行っているかどうかというところではなくて、自信をもって提案できるものを広く提案いただければというふうに思っております。内容についてはこちらで評価させていただくこととなります。

【事業者⑥】

実績は考慮されないということで承知いたしました。

【青森県】

実績を考慮しないということではなく、実績だけで評価することではないということです。

【事業者⑥】

承知いたしました。

【事業者⑦】

先ほど青森県様の方からご説明のあった津軽港の改修計画について 2 点お伺いさせていただきます。

1 点目は、事業者が負担すべき費用の確認なのですが、港湾の上に立てる事務所倉庫と、必要な設備と現行の法令等々によって定められている港湾の使用料というのは事業者が支払うべきもので、港湾の整備費用そのものは事業者の負担ではないというふうに理解したのですが、この認識で問題ないでしょうかというのが 1 点目です。

2 点目につきましては、今回の改修では冬季も CTV を数年置いておけるようなスペックで改修

がされるという理解をしてよろしいでしょうか。

また、喫水の他に地耐力やその他の必要なスペックみたいなものは、ご開示いただけるのでしょうか。

【青森県】

1 点目の、津軽港の整備費に関しまして、県の負担で実施することで、事業者の負担は無いという認識でよろしいかというご質問だったかと思えます。これにつきましては、おっしゃられた通り、県の方ですべて整備を行いますので、事業者さんの方の負担は無いということでご認識いただければと思います。

津軽港の地耐力の点についてですけれども、まず既設岸壁の耐荷重がですね 1.5t となっております。今回新たに整備する岸壁につきましても、同様の 1.5t として計画することとしております。

3 点目です。静穏度についてですけれども現在静穏度の解析を含めた検討をしているところです。まだ結果が出ておりませんが、5 月中を目途に青森県港湾空港課ホームページにて掲載する方向で考えてございます。よろしくお願いいたします。

【事業者⑦】

その静穏度の解析というのは、その解析が終わらないと冬期も使えるかどうか今のところ分からないという理解でよろしいでしょうか。

【青森県】

大変失礼いたしました。冬期も使えるような静穏度になるように整備したいというふうに考えてございます。

【事業者⑦】

承知しました。ありがとうございました。

【事業者⑧】

質問は 2 点あります。1 点目はすでに出ている質問と同様にはなるのですけれども、事業者③さんと同様に、公募占用指針の 37 ページ促進区域と一体的に利用できる港湾またはそれ以外の港湾の理由に関する施設管理者との合意書の取得についてですけれども、現時点での設計情報等の公開のタイミングが公募占用指針の作成、プロポーザルの作成の時間等のリードタイムをお伺いしますと、現時点で開示されている情報を基に、港湾利用計画を事業者の方で策定し、施設の管理者との協議と同意書を取得し、それを提出するという理解でよろしいでしょうか。これから開示されるデータの時期が明示されていけませんので本日現時点で開示されている情報をもとに港湾利用計画を作成し、同意書を取得するという整理でよろしいでしょうかという確認です。

2 点目は前述の方の質問と同等になるのですけれども、冬期の CTV の停泊に耐えられる港湾として、津軽港が耐えられない場合は、近隣の鱒ヶ沢漁港の埠頭の利用は可能になるのでしょうか。

質問は以上になります。

【国土交通省】

国土交通省港湾局でございます。1点目のご質問につきまして回答させていただきます。基本的には国土交通省東北地方整備局港湾空港部のホームページにて公表している平面図・断面図を活用して計画立てていただきたいというふうに考えておるところでございます。それから、東北地方整備局のホームページの青森港に関するお問い合わせ事項1番で回答しておりますとおり、現在平面図を公開しております。断面図及び具体的な岸壁構造の詳細については令和6年3月に公示する予定というふうにさせていただいております。具体的な時期につきましては、東北地方整備局の港湾空港部の方にお問い合わせいただくようお願いいたします。

【青森県】

2点目のご質問にお答えいたします。前の方のご質問でお答えしましたとおり、冬期の間、津軽港でも係留できるような静穏度になるように整備したいというふうに考えてございます。

【事業者⑧】

理解いたしました。ありがとうございます。

【エネ庁】

質問が無くなったようですので、質疑応答を終了させていただきます。

それでは、以上で本日の説明及び質疑応答を終了させていただきます。今回の説明会の議事録がエネ庁・国交省のホームページに掲載されましたら、参加者の皆様にメール等でお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

これもちまして、本日の説明会を終了いたします。お忙しいところ、ご参加くださり、誠にありがとうございました。